一般財団法人化学物質評価研究機構	エタノール標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が二十体積百万分率以上百体積百万分率未満のもの及び空気希釈のものであって、濃度が二十体積百万分率以上百体積百万分率未満のもの	エタノール標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造用精密天びん、標準ガス調製装置及び分析計測装置を用いて製造されたもの
	臭素酸イオン標準液であって、濃度が二グラム毎リットルのもの	臭素酸イオン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置（以下「標準液製造装置」という。）を用いて製造されたもの
	塩素酸イオン標準液であって、濃度が一グラム毎リットルのもの	塩素酸イオン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの
	揮発性有機化合物二十五種混合標準液のうちメタノール希釈のものであって、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロモクロロメタン、トリブロモメタン、ブロモジクロロメタン、一・二―ジクロロエタン、一・一・一―トリクロロエタン、一・一・二―トリクロロエタン、cis―一・二―ジクロロエチレン、trans―一・二―ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、一・一・二―トリクロロプロパン、cis―一・三―ジクロロプロペン、trans―一・三―ジクロロプロペン、一・四―ジクロロベンゼン、o―キシレン、m―キシレン、p―キシレン、ベンゼン、トルエン、一・四―ジオキサン及びt―ブチルメチルエーテルの各濃度が一グラム毎リットルのもの	揮発性有機化合物二十五種混合標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん及び分析計測装置を用いて製造されたもの

○経済産業省告示第二百三十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十五条第二項の規定に基づき、平成二十七年経済産業省告示第七十七号（計量法第百三十五条第二項の規定に基づく特定標準器による校正等を行う者等の告示）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年十一月二日

経済産業大臣　林　幹雄

表特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質の欄中「ロックウエル硬さ基準機又は」及び「ビッカース硬さ基準機又は」を削る。

○経済産業省告示第二百四十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十五条第二項の規定による公示に係る特定標準器等を用いて行う計量器の校正をするようにしたので、これを取りやめる旨を同条第三項の規定に基づき次のように告示する。

平成二十七年十一月二日

経済産業大臣　林　幹雄

取りやめに係る特定標準器等	取りやめに係る特定標準器等による校正を行う計量器
ロックウエル硬さ標準機であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	ロックウエル硬さ基準機であって、特定標準器による校正等が行われる範囲（以下「校正範囲」という。）が二十HRC以上六十五HRC以下のもの
ビッカース硬さ標準機であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	ビッカース硬さ基準機であって、校正範囲が二百HV以上九百HV以下のもの

官庁報告

官庁事項

人事院公示第21号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、平成６年人事院公示第14号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成27年11月２日

人事院総裁　一宮なほみ

１　第２項第２号(3)中「第４項第２号」の次に「(第31条の２第３項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)」を加え、同号中(17の２)の次に（17の２）として次のように加える。

(17の２)　第31条の２第２項の規定に基づき、人事院が定めることとされている日について定めること。

２　この決定による改正は、平成27年12月１日から効力を発生する。

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１７６６号

横浜市旭区三反田町282番地１　パルティーダＡ101号

債務者　綿貫　浩二

１　決定年月日時　平成27年10月19日午後４時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　飯島　倫子

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月22日午前10時50分

５　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで

横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８４号

宮崎市恒久南１丁目５番地２　宮本アパート401号

債務者　大森　博文

１　決定年月日時　平成27年10月20日午後３時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　小久保　光

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月22日午前10時

５　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで

宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４９０号

北九州市小倉南区長行西５丁目２番18号

債務者　乙木　啓

１　決定年月日時　平成27年10月20日午前11時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　春田　康秀

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月19日午前10時

５　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部